

振假名

大日本帝國憲法

正木久太郎

031634-000-9

特47-369

大日本帝國憲法 (振假名付)

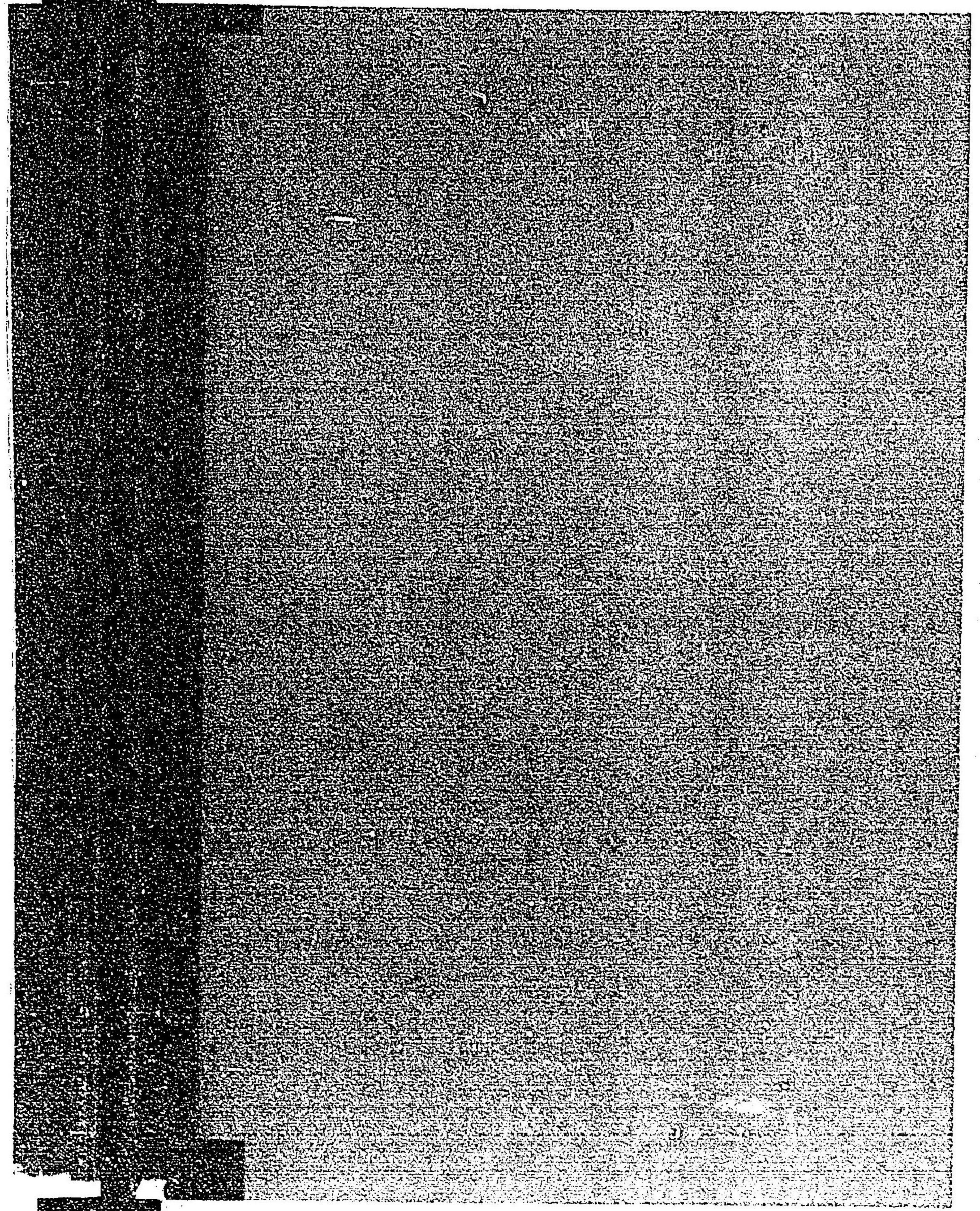
正木 久太郎 / 編

M22

BBE-0261



3



7x851

135
785

正木久太郎 編輯

振假
名附

大日本帝國憲法

全

熊本 樂善堂 發兌

W. 278638

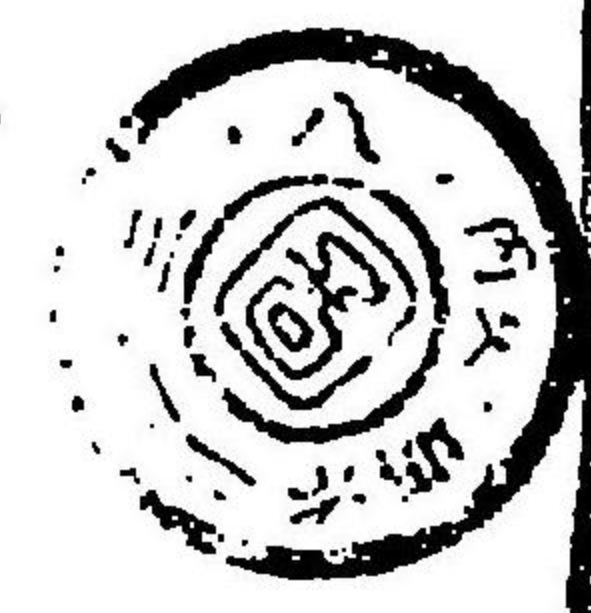
持47 :
369



告
文

朕
謹
畏

示 シ	皇 宗	皇 祖	膺 リ	政 ヲ	謨 ニ	皇 宗	皇 祖	朕
内 ハ	ノ	ノ	人 文	失 墜	循 ヒ	ノ	ノ	ノ
以 テ	遺 訓	遺 訓	ノ	ス ル	惟 神	ニ	ニ	謹 ミ
子 孫	明 徴	明 徴	發 達	ユ ト	ノ	諸 ケ	諸 ケ	畏 ミ
ノ	ニ	ニ	隨 ヒ	無 シ	祚 ヲ	白 サ	白 サ	
由 ス	典 憲	典 憲	宜 ク	顧 ミ	承 繼	ク	ク	
ル	ヲ	ヲ	ク	ル	シ	皇 朕	皇 朕	
所 ト	成 立	成 立	ニ	世 局	圖 ヲ	レ	レ	
爲 シ	シ	シ	世 局	ノ	保 持	天 壤	天 壤	
外 ハ	條 章	條 章	進 運	進 運	シ テ	無 窮	無 窮	
以 テ	ヲ	ヲ	ニ	ニ	テ	ノ	ノ	
	昭	昭				宏	宏	



テ臣民異贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々
國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進
スヘシ茲ニ皇室典範及ヒ憲法ヲ制定ス惟フニ
此レ皆
皇祖
皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述
スルニ外ナラス而シテ朕ガ躬ニ逮デ時ト俱ニ
舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ
皇祖
皇宗及ヒ我カ
皇考ノ威靈ニ倚籍スルニ由ラサルハ無シ皇朕

レ仰テ
皇祖
皇宗及ヒ
皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕ガ現在及ヒ將來ニ
臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラザラム
コトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ衷心ノ欣
榮トシ朕ガ祖宗ニ享ルノ大權ニヨリ現在及將

來ノ臣民ニ對シ此不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我祖我宗ハ我臣民祖先ノ協力補翼ニ依
リ我帝國ヲ經造シ以テ無窮ニ垂レタリ是我神
聖ナル祖宗ノ遺徳ト并ニ臣民ノ忠實勇武ニシ
テ國ヲ愛シ公ニ循ヒ以テ此光輝アル國趾ノ成
跡ヲ貽シタルナリ朕我臣民ハ則祖宗ノ忠良ナ
ル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其朕カ意ヲ奉體シ
朕カ事ヲ獎勵順シ相與ニ和衷協同シ益々我帝國
ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏
固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツ
ニ堪ル丁ヲ疑ハサルナリ

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐ミ朕
が親愛する處の臣民ハ則ち朕が祖宗の惠撫慈
養し給し所の臣民なるを思ひ其幸福を増進シ
其懿徳良能を發達せよ勉めよと冀ひ又其翼
賛により與に俱に國家の進運を扶持せんあと
と望み則ち明治十四年十月十四日の詔命を履
踐し茲に大憲を制定ス朕が率由する所を示し
朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たるものをして
永遠に循行する所を知らしむ
國家統治の大權を朕が之を祖宗に承て之を子
孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫は將來此憲法

の條章じょうみ從したが茲これ之行おこなふことと愆とがらざるへ志こころ
朕わがは吾われ臣しん民みん比ひ權けん利り及およひ財さい産さんの安あん全ぜんを貴き重ちゆうと及およ
之これを保ほ護ごし此この憲けん法ぽう及およひ法ぽう律りつの範はん圍い内うちに於おて其その
共とも有ゆうと完くわん全ぜんならしむべきことと宣せん言げんす
帝てい國こく議ぎ會かいハ明めい治ち二十三年にんを以もつて之これを召ま集じし
議ぎ會かい開かい會かいの時ときを以もつて此この憲けん法ぽうを去こて有ゆう効きうならし
むるの期きとなすへし
將まさ來らい若ごとし此この憲けん法ぽうの或ある條じょう章ちゆうを改か定ていむるの必かなら要ず
なる時とき宜よろしむるに至いたらば朕わが及およひ朕わがが系けい統とう法ぽう子し
孫そんは發はつ議ぎの權けんを取とり之これを議ぎ會かいに附つし議ぎ會かいハ
此この憲けん法ぽうに定さめたる要よう件けんに依より之これを議ぎ決けつひる

の外ほか朕わがが子し孫そん及およ臣しん民みんは敢あて之これが紛ま更さと試こころみ
ることと得えざるへし
朕わがが在ある廷ていの大だい臣しんは朕わがが爲ため此この乃すなはち憲けん法ぽうを施し行かう
するの責せきに任にんすへく朕わがが現げん在ざい及およひ將まさ來らいの臣しん民みん
は此この憲けん法ぽうに對たいし永ま遠えん從たう順じゆんの義ぎ務むを負おふへし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣伯爵黑田清隆
- 樞密院議長伯爵伊藤博文
- 外務大臣伯爵大隈重信
- 海軍大臣伯爵西郷從道

農商務大臣 伯爵井上馨
司法大臣 伯爵山田顯義
大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
陸軍大臣 伯爵大山巖
文部大臣 子爵森有禮
遞信大臣 子爵榎本武揚

大日本帝國憲法

正木久太郎 編輯

第一章 天皇

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統

治す

第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇

男子孫之を繼承す

第三條 天皇は神聖にして侵す可からず

第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬

此憲法の條規に依り之を行ふ

第五條 天皇は帝國議會の協賛を以て立法權
 を行ふ
 第六條 天皇は法律を裁可し其公布及執行を
 命す
 第七條 天皇は帝國議會を召集し其開會閉會
 停會及衆議員の解散を命す
 第八條 天皇は公共の安全を保持し又は其災
 厄を避くる爲め緊急の必要に依り帝國議會
 閉會の場合に於て法律に代るべき敕令を發
 す
 此敕令は次の期會に於て帝國議會に提出す

へし若議會に於て承諾せざる時は政府は將
 來に向て其効力を失ふことを公布すへし
 第九條 天皇は法律を執行する爲に又は公共
 の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進す
 る爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但
 命令を以て法律と變更することを得ず
 第十條 天皇は行政各部官制及文武官を任免
 す但此憲法又は他の法律に特例を掲げざる
 者は各其條項に依る
 第十一條 天皇は陸海軍を統帥す
 第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を

第十三條 天皇は戦を宣し和を講し及諸般の

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す戒嚴の要件及

第十五條 天皇は法律を以て之を定む

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復権を命す

第十七條 攝政を置くハ皇室典範の定る所に

依る攝政は天皇の名に從て大權を行ふ

第十八條 日本臣民たる要件は法律の定る所

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の

資格に應し均く文武官に任せられ及其他の

公務に就く事を得

第二十條 日本臣民ハ法律の定る所に從ひ

第二十一條 日本臣民は法律の定る所に從ひ

納税の義務を有す

第二十二條 日本臣民ハ法律の範圍内に於て

居住及移轉の自由と有す

第二十三條 日本臣民ハ法律に依るに非ずし
 て逮捕監禁審問處罰を受る事なま
 第二十四條 日本臣民ハ法律に定めたる裁判
 官の裁判を受くるの權を奪はる事なし
 第二十五條 日本臣民ハ法律に定めたる場合
 を除く外其許諾なくして住所に侵入せらま
 及搜索せらる事なし
 第二十六條 日本臣民ハ法律に定めたる場合
 を除く外信書の秘密を侵さる事なし
 第二十七條 日本臣民ハ其所有權を侵さる、
 事なし

依る
 公益の爲必要なる處分ハ法律の定むる所に
 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序を妨げず及
 臣民たるの義務に背かさる限りに於て信教
 の自由と有す
 第二十九條 日本臣民ハ法律の範圍内に於て
 言論著作印行集會及結社の自由を有す
 第三十條 日本臣民ハ相當の敬禮を守り別に
 定る所の規定に從ひ請願となす事を得
 第三十一條 本章に掲げたる條規ハ戦時又は
 國家事變の場合に於て天皇大權の施行を

妨くる事な
 第三十二條 本章に掲げたる條規は陸海軍の
 法令又はは規律に抵触せざる者に限り軍人に
 準行す
 第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院
 と以て成立す

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に
 依り皇族華族及勅任せらるる議員を以て

第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所に依
 り組織す

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たる
 とを得ず

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経
 るを要す

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案
 を議決し及各法律案を提出するを得

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法
 律案は同會期中に於て再ひ提出するを得

第四十條 兩議院は法律又は其他の事件に付

き各其意見を政府に建議する事を得但其採
納を得ざる者は同會期中に於て再ひ建議す
るを得ず

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會ハ三ヶ月を以て會期と

を必要ある場合に於ては勅命を以て之を延

長する事あるを以て之を召集す

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て

常會の外臨時會を召集す

臨時會の會期を定むるは勅命に依る

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長

及停會は兩院同時に之を行ふ

衆議院解散を命せられたる時は貴族院は同

時に停會せらるへ

第四十五條 衆議院解散を命せられたる時は

勅命を以て新たに議員を撰舉せしめ解散の

日より五ヶ月以内に之を召集す

第四十六條 兩議院は各其總議員三分の一以

上出席すよ非ざれば議事を開き議決を爲

すことを得ず

第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決

す可否同數なる時は議長の決する所による

第四十八條 兩議院の會議は公開す但政府の
 要求又は其院の決議に依り秘密會と爲すと
 を得
 第四十九條 兩議院は各 天皇に上奏すると
 を得
 第五十條 兩議院は臣民より提出する請願書
 を受ける事を得
 第五十一條 兩議院は此憲法及議院法に掲ぐ
 る者の外内 部法整理に必要なる諸規則を定
 むる事を得
 第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言

しとる意見及表決に付き院外に於て責を負
 ふ事なし但議員自ら其言論を演説刊行筆記
 又或其他の方法を以て公布したる時ハ一般
 の法律に依り處分せらるへ
 第五十三條 兩議院の議員ハ現行犯罪又ハ内
 亂外患に關する罪を除く外會期中其院の許
 諾なきを去て逮捕せらる事なき
 第五十四條 國務大臣及政府委員は何時と
 りとも各議院に出席し及發言する事を得
 第四章 國務各大臣 國務大臣及樞密顧問
 第五十五條 國務各大臣 國務大臣及樞密顧問
 天皇を補弼其

責に任す
 凡て法律勅令其他國務に關する詔勅ハ國務大臣の副署を要す
 第五十六條 樞密顧問官樞密院官制の定むる所に依り
 天皇の諮詢に對へ重要な國務を審議せ

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ
 第五十八條 裁判所の構成は法律を以て之を定めたる資格を

備ふる者と以て之に任す
 裁判官ハ刑法の宣告又ハ懲戒の處分に由る

の外其職を免せらるることなし
 懲戒の條規ハ法律を以て之を定む

第五十九條 裁判の對審判決之を公開せ但
 安寧秩序又ハ風俗を害せるの虞あるときハ

法律に依り又ハ裁判所の決議を以て對審の
 公開を停するを得

第六十條 特別裁判所の管轄ハ屬すへきもの
 ハ別に法律を以て之を定む

第六十一條 行政官廳の違法處分に依り權利

を傷害せられたりとするの訴訟に於て別
法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬
せしむべき者も司法裁判所に於て受理するの限
に在らず

第六章 會計

第六十二條 新に租税を課し及税率を變更す
るは法律を以て之を定めしむ
但褒賞に屬する行政上の手数料及び其他の
收納金ハ前項の限りに在らざる者を除く外國
國債を起し及豫算に定めたる者を除く外國
庫の負擔となるべき契約をなすハ帝國議會

の協賛を経へし

第六十三條 現行の租税を更らば法律を以て

之を改めざる限りハ舊に依り之を徴収す

第六十四條 國家の歳出入を毎年豫算を以

て帝國議會の協賛を経へし

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じた

る支出あるときハ後日帝國議會の承諾を求

むるを要す

第六十五條 豫算を前に衆議院に提出すへし

第六十六條 皇室經費ハ現在の定額に依り毎

年國庫より之を支出し將來増額を要する場

合と除く外帝國議會の協賛を要せず
 第六十七條 憲法上の大權に基ける既定の歳
 出及法律の結果に由り又ハ法律上政府の義
 務に屬する歳出ハ政府の同意なくして帝國
 議會之を廢除ス又ハ削減することを得ず
 第六十八條 特別の須要ハ因り政府は豫め年
 限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求
 むることを得
 第六十九條 避くへからさる豫算の不足を補
 ふ爲め又は豫算の外ハ生じたる必要の費用
 に充るために豫備費を設くへし

第七十條 公共の安全を保持する爲急
 需用ある場合に於て内外の形状に因り政府
 は帝國議會を召集すること能ハさる時は勅
 令に依り財政上必要の處分をなすことを得
 前項の場合に於てハ次の會期に於て帝國議
 會に提出し其承諾を求むるを要す
 第七十一條 帝國議會ハ於て豫算を議定せず
 又ハ豫算成立に至らざるときハ政府ハ前年
 度の豫算を施行すへし
 第七十二條 國家の歳出入の決算ハ會計檢
 査院之を檢査確定し政府ハ其檢査報告と共に

に之を帝國議會に提出し
検査會計院の組織及職權ハ法律を以て之を
定む

第七章 補則

第七十三條 將來此憲法の條項を改正するの
必要ある時ハ勅命を以て議案を帝國議會の
議に付すへし
此場合於て兩議院各其總員三分の二以
上出席するにあらざれば議事を開くことを
得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに
非ざれば改正の議決をなまらざることを得

第七十四條 皇室典範の改正ハ帝國議會の議

を経るを要せむ

皇室典範を以て此憲法の條規を變更するは

とを得む

第七十五條 憲法及皇室典範を攝政を置くの

間之を變更するは

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を

用するは係らず此憲法に矛盾せざる現行の

舊命令凡て遵守の効力を有す

歳出上政府の義務に係る現在の契約又ハ命

令ハ凡て第六十七條の例に依る (畢)

明治廿二年二月廿三日印刷
全 年二月廿四日出版

編輯兼出版者 熊本縣平民 正 木久太郎
熊本區新二丁目二十番地

發兌者 熊本縣平民 長 崎次郎
熊本區新二丁目二十番地

印刷者 熊本縣平民 平 井嘉久次
熊本區手取本町六十番地

印刷所 細 流 舍
熊本區手取本町六十番地

洞堂居士久松義典先生著

◎南暎偉蹟

前一冊

定價金四十五錢

敵傍艦ノ運命如何ハ久シク世ノ問題トナリシガ爾ニ海軍大臣ハ新嘉坡解纜以來踪跡ヲ得サルニ依リ亡没ト認定シ乘員亦死亡ト看做シ終ニ佛國ヨリ保險金ヲ受領スルニ至レリ嗟乎仰テ南溟ノ天ヲ望メハ烟波渺茫トシク雲白ク水蒼ク吾人瞬時モ此ノ凶變ヲ忘レント欲スルモ忘ルヘクシヤ本書前編ハ暗ニ此事變ヲ托テ筆ヲ軍艦ノ覆没乗組人ノ漂流ニ起シ一個冒險敢爲ノ士官ガ士氣ノ手ニ落テ少娘ノ爲ニ救ヒ出サレ烈士佳八月下ノ奇遇ヨリ終ニ相伴ヒテ蠻地ノ間ヲ巡遊シ蠻島政府ノ大變亂ニ遭ヒテ絃ニ曠世ノ偉蹟ヲ建ツルノ端ヲ開キタリ其間蠻島ノ風俗人情傳記口碑怪談禁呪ヨリ政府重役ノ性質品行蠻民一般ノ弊風類俗ニ至テハ奇怪醜陋ニシタ莫一驚クヘシ又慨スヘキモノアリ請フ江湖ノ諸君積々購讀セラレヨ

洞堂久松義典先生著 ○矢野文雄、尾崎行雄、森田文藏諸先生序評

◎代議 月雪花

前一冊

石版書入

本綴 定價金五十六錢
假綴 不日出來

諸新聞批評

小説体ノ文中ニ代議制度ノ要素ヲ擧ゲ娛讀ノ間自然ニ國家ノ大制度ニ通スルヲ得セシム(毎日)文章ハ俗ニ取リテ俗ニアラス趣向ハ堅ケレト堅キニ泥マズ(讀賣)小説ヲ假テ持論ヲ吐露シ政治小説ニ似ス人情ヲ能ク描カレ文章モ努メテ婉曲ニ書カレタリ(やま)我國國會前ノ有様ヲ示シ其間ニ議院論ヲ始メ種々憲法上ノ疑問ヲ掲ケタル面白キ小説ナリ(朝野)三政治家ヲ空中ニ描出シテ其言論ニ托シ國會組織上ノ要

セ×五

點并ニ保守改進兩黨ノ運動等ヲ面白ク叙述シタルモノ也(東京給入)代議制度ノ重要問題
ヲ三士ノ口頭舉動ニ假リテ之ヲ説明シ五洲ノ制度ヲ參酌シテ我國ノ人情ニ適合セシムル
ヲ勤メテ一ノ部ノ私案憲法ヲ讀ムノ感アリ(改進)國會開設ノ當年ノ有様ハ斯ヤアラント想
論セラル、モノアリ以テ著者ノ苦心ノ淺カラサルヲ證スルニ足レリ(今日)西洋各國ノ典
例古格ヲ參考シテ今日我國ノ實勢ヲ揉リタルナトハ最モ作者ノ學識ヲ見ルヘシ著者カ得
意ナル買陸論事ノ腕ヲ以テ曲亨春水憑空出奇ノ筆ニ傲ヘタルハ人ヲシテ小説ヲ讀ノ樂ノ裏
ニ自然代議政體ノ眞理ヲ領收セシメントノ用心ナリ(報知)重ナル精心ハ其目的ニ用ヒ其
手段方便タル小説ノ趣向ニ至リテハ只餘力ヲ用ヒタルカ如ク思ハルナリ(中略)月形カ
感憤ノ情ヲ寫スニ際シ云々ト云フノ段ニ到リテハ咄々眞ニ逼ルノ趣アリ吾人亦覺ヘス感
慨ヲ催フス(國民ノ友)

狷堂久松義典先生著(雨莊野村文夫輯庵吉田熹六諸先生批評)

◎代議 月雪花 全一冊 石版密書入 定價金六拾錢

目次

◎第一回 名士俊才ニ結テ政ヲ詢ル、淑女才辨ヲ揮テ時弊ヲ説ク、
◎第二回 議院ノ制ハ定ル兩士對酌ノ間、政友ノ義ハ堅シ新婚約成
ノ後、第三回 機三校ニ志士無智ノ暴客、第五回 慨士ノ筆端ハ劍鋒ヨリ鋭シ、賢女
ノ苦節ハ氷雪ヲ欺ク、第六回 危機暗ニ易シ國歩艱難ノ日、英魂夢ニ入ル半夜燈暗キ時、
◎第七回 國會場開ケテ立憲ノ政ヲ興ル政黨派分テ代議ノ制ヲ定ル、第八回 多士濟々
タ、新政社、規模整齊ナリ、廣樂館、第九回 氣運循環シテ言論ノ價千金萬錢改進功成リテ
家國ノ福天長地久

